

# がちりパック利用規約

## 第1条 (目的)

株式会社セールスパートナー (以下「運営元」といいます。) は、以下に定める「がちりパック利用規約」(以下「本規約」といいます。) に基づき、「がちりパック」(以下「本サービス」といいます。) を提供するものとします。

## 第2条 (本サービスの定義)

利用者は、「本サービス」に申込みにより、運営元が提供する「ひかり安心パック」、および、株式会社エコネクト (以下「提供元」といいます。) が提供する「Toppa! Wi-Fi by econnectサービス」(以下「提供元サービス」といいます。) を通常価格よりも安価な価格である月額金980円 (税別) にて利用できるものとします。

### ① ひかり安心パック [運営元における通常価格: 980円 (税別)]

<サービス内容等>

- 運営元が提供する「ひかりサポート (ネット安心サービス、データ復旧安心サービス、かけつけサポート、PC無償引取)」、「ひかり補償」の各サービスの総称をいいます。
- 利用者は、本規約の他、運営元が定めるひかり安心パック規約を同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

### ② Toppa! Wi-Fi by econnectサービス [提供元における通常価格: 362円 (税別)]

<サービス内容等>

- 提供元が提供する、公衆無線LAN接続サービスを契約している利用者に対し、Wi-Fi接続の接続アカウントなどの認証情報を貸与提供するサービスです。
- 利用者は、本規約の他、提供元が定めるサービス利用約款に同意のうえ、本サービスを利用できるものとします。

## 第3条 (本規約の承諾および会員契約の締結)

利用者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約 (以下「会員契約」といいます。) が成立するものとします。尚、利用者のうち、運営元と会員契約を締結している会員を「契約者」といいます。

## 第4条 (基本料金等)

契約者は、運営元が別途定める本サービスの事務手数料および違約金等 (以下、総称して「本料金」といいます) を、運営元が指定する方法にて、運営元が指定する期日までに支払うものとします。

## 第5条 (本サービスの解約)

- 契約者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。
- 契約者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとし、各月の26日から末日までに解約手続きを行った場合、当該月の翌月末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。

## 第6条 (解約後の措置)

- 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、契約者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
- 契約者は、理由の如何を問わず会員契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

## 第7条 (債権譲渡)

契約者は、提供元との間で締結する提供元サービスに関する契約に基づく債権の全部を、提供元が運営元に対して譲渡することに合意するものとします。

また、当該譲渡は、提供元が当該契約者に対して当該債権を取得した時点で、その都度行われるものとします。尚、契約者は、当該譲渡に基づき、運営元から当該契約者に対して、当該債権に本サービスが適用され割引された料金に関する請求が行われることに合意するものとします。

## 第8条 (契約期間等)

運営元にて、契約者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が契約者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、契約者は、本サービスの利用が可能となります。

## 第9条 (本サービスの提供の解約)

運営元は、契約者が第7条に基づき運営元が契約者に対して請求する料金を含む一切の料金の支払いを累計で3ヶ月以上怠った場合には、契約者に対し事前に通知することなく、会員契約を解約することができるものとします。

## 第10条 (運営元からの解約)

- 運営元は、利用者が次の各号の一に該当し、運営元の指定する期間内にそれを解消または是正しない場合は、または運営元からの通知が利用者 に到達しない事を郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
  - 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
  - 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
  - 本サービスの利用料金の決済に用いる利用者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が運営元へきた場合。
  - 利用者に対する破産の申立があった場合、または利用者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
  - 本サービスの利用が第9条に該当する場合。
  - 利用者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸する等、運営元の業務遂行に支障を及ぼしたと運営元が判断したとき。
  - 前各号のほかに本規約に違反した場合。

2. 運営元は、利用者が利用契約を締結した後になって、以下の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
  - ① 利用者が実在しない場合。
  - ② 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
  - ③ 利用者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
  - ④ 利用者が、成年被後見人、未成年者、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
  - ⑤ 利用者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
  - ⑥ 利用者が、運営元または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またはそのおそれがあると運営元が判断した場合。
  - ⑦ その他、前各号に準じる場合で運営元が適当ではないと判断した場合。
3. 運営元は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その利用者に解約の旨を通知もしくは催告するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。なお、本条に基づき運営元から利用契約を解約する場合には、運営元が定める日を解約日として、前条、第5条及び第6条の定めを適用するものとします。
4. 運営元は、前各項に基づき、利用者との利用契約が解約に至った場合、解約理由を解消または是正した場合であってもサービスの復旧または再申込みを受付けないことができるものとします。

#### 第11条（適用関係）

契約者は、本規約に規定なき事項については、運営元が定めるひかり安心パック規約および提供元が定めるサービス利用約款の定めが適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各規約の内容と本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

制定日：平成25年1月21日

改定日：平成26年4月1日

改定日：平成26年6月19日

改定日：平成30年10月1日

運営元：東京都豊島区南池袋二丁目9番9号

株式会社セールspartner